

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 平成28年1月15日(金) 放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 税額控除などの税制優遇措置を受けられる方へのお知らせ
- (3) 男女共生フェスティバル ミニチャリティーバザー出店のお知らせ

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月7日(木)～1月13日(水)分〕

○お金の寄付は、	合計	33件	346,007円
内訳			
自由預託金		14件	224,756円
指定預託金(交通遺児の為に)		1件	10,000円
チャリティーボックス募金		9件	39,120円
誕生日献金		6件	10,000円
年末助け合い		2件	12,131円
一般寄付金		1件	50,000円

○品物の寄付は、食品、衣類、アルミ缶、牛乳パック、カレンダーなど、合計21件ありました。

今週の主な寄付は、豊橋の伝統凧を保存継承する、豊橋凧保存会様より、社会福祉の為に、33,447円をお寄せいただきました。

これは、今春1月6日～10日の間、豊橋市民文化会館で開催された、新春凧の展示会での、小凧作り教室で、同会が指導した折に、参加者へ募金を呼び掛けたもので、寄せられた募金全額をお寄せいただいたものです。

(2) 税額控除などの税制優遇措置を受けられる方へのお知らせ

年末助け合い活動を含み、豊橋善意銀行へ現金での寄付をされた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。個人の方でこの優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がありますが、この際に、ご寄附をお寄せいただいた際に発行しています、「受領書」と、特定公益増進法人である旨の「証明書の写し」が必要になります。この「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードしてご使用いただくか、窓口へお越しいただければお渡しさせていただきます。ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせください。また、銀行振り込みなどにより豊橋善意銀行へご寄附をお寄せいただいた場合で、まだ、お手元に受領書が届いていない場合も、お電話にてお問い合わせください。

(3) 男女共生フェスティバル ミニチャリティーバザー出店のお知らせ

今月、24日日曜日に、ライフポートとよはしで開催される、「第29回豊橋男女共生フェスティバル」に、豊橋善意銀行のミニチャリティーバザーを出店いたします。

この、男女共生フェスティバルは、男女が互いに認め合い、尊重しあう男女共同参画社会の実現をめざした啓発事業として開催されているもので、医師で作家でもある、おたわ史絵(ふみえ)さんによる講演やフリーマーケット、手作り品のバザーなど、午前10時から午後3時半まで行われております。このうち、豊橋善意銀行のミニバザーは、午前10時半から午後1時半までの間、男女共同参画センター建物内で実施しております。皆様お誘いあわせの上、是非お越しください。